

発議第9号

令和3年12月1日

国東市議会議長 大谷 和義 様

提出者 国東市議会議員 吉田 眞津子
賛成者 国東市議会議員 明石 和久

大分県主要農作物等種子条例制定等を求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり会議規則14条の規定により提出します。

大分県主要農作物等種子条例制定等を求める意見書（案）

2018年、主要農作物種子法が廃止されたことを受け、きたる気候変動に備えて、大分県において将来にわたって継続的に主要農作物の生産・安定供給および品質確保を維持できるようにすることは、大分県内の農業者への支援及び大分県民に安心安全な食糧の安定供給を行うために重要であると考えます。

全国的には、主要農作物種子法に代わる種子条例がすでに28の道県において制定されています。

加えて、気候変動への対応および先進的な環境保護の観点から、国連も推進する持続可能で循環型の地域社会を大分県で実現するために、地域の食文化を支えてきた固有の品種（いわゆる在来種）の発掘・保護・奨励および県が知的財産権を有する品種の保護・奨励を条例で定めることが大切で、それによって醸造業の振興、地域文化の継承、生物多様性の保護、地域ブランドの創出および食育の推進に貢献できるものです。

「国東半島宇佐地域世界農業遺産」の認定地域であり、農業が主要産業である国東市にとって、大分県主要農作物等種子条例の制定は、とりわけ重要と考えます。

よって、大分県においては、下記の事項について実現するように求めます。

記

- 1、 主要農作物の優良な種子の生産および普及を促進するために「大分県主要農作物等種子条例」を制定すること。
- 2、 「大分県主要農作物等種子条例」において、種子の生産については場審査、生産物審査、主要農作物の原種および原原種の生産その他の措置を行うための定めをおくこと。
- 3、 「大分県主要農作物等種子条例」において、地域文化の継承と生物多様性の保護を目的として、いわゆる在来品種の発掘・保護・普及のための措置を定めること。
- 4、 「大分県主要農作物等種子条例」において、県が知的財産権を有する品種の保護・普及のための措置を定めること。
- 5、 「大分県主要農作物等種子条例」において、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給並びに在来品種および特定品種の発掘・保護・普及に関する施策を推進するために財政上の措置を講ずる旨を定めること。
- 6、 県内各地域の食文化を支えてきた在来品種および県が知的財産権を有する品種の保護・普及を図るため、生産者、消費者等関係者に意見聴取をし、条例制定にむけた検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月 日

国東市議会議員 大谷 和義

大分県知事 広瀬 勝貞 様

発議第 10 号

令和 3 年 12 月 1 日

国東市議会議長 大谷 和義 様

提出者 国東市議会議員 石川 泰也
賛成者 国東市議会議員 後藤 貴志

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書（案）

令和3年10月18日、岸田総理は、総理大臣官邸で北朝鮮による拉致被害者御家族と面会し、岸田内閣においても間違いなく、変わりなく拉致問題は、最重要課題であり、あらゆるチャンスを逃すことなく問題の解決に全力を尽くす決意を示している。

帰国を待ちわびる拉致被害者の家族は高齢化し、拉致被害者である有本恵子さんの母親の有本嘉代子さんが令和2年2月に94歳で亡くなり、同年6月には横田めぐみさんの父親の横田滋さんが87歳で亡くなられた。一目会いたいとの願いが叶わなかったことは誠に残念であり、遺憾に思うところである。

拉致被害者自身も高齢化しており、もはや一刻の猶予もない状況に置かれていることから、早急に拉致被害者全員の帰国を実現しなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、米国をはじめとする世界中の国々と連携し、あらゆる手段をもって拉致被害者全員の即時帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

大分県国東市議会議長 大谷 和義

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
外務大臣	林 芳正 様
内閣官房長官	松野 博一 様
拉致問題担当大臣	松野 博一 様